

## お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

ひばりが丘コミュニティセンター・東出張所の  
利用再開

大規模改修に伴い、閉所中の同センターは9月3日(火)から利用を再開する予定です。

サークルの事前予約は9月1日(日)、個人・団体は9月3日(火)から受け付けを再開します。

東出張所は8月26日(月)から再開する予定です。

## 担当 ひばりが丘コミュニティセンターについて

市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550

## 東出張所について

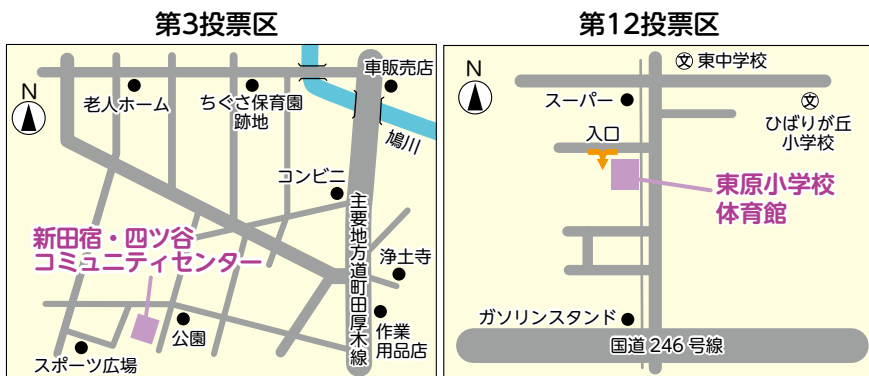
戸籍住民課 ☎046(252)8083 (FAX)046(255)3550

## 投票所変更のお知らせ（第3・12投票区）

市選挙管理委員会は、座間市公共施設再整備計画などに基づく廃園および大規模改修工事のため、以下の投票区の投票所を変更します。

9月22日(日)執行の座間市議会議員および座間市長選挙の際は、投票所をお間違えのないようご注意ください。

投票区	投票所(変更前)	投票所(変更後)	該当区域
第3投票区	市立ちぐさ保育園	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター(四ツ谷1026番地)	四ツ谷全域、新田宿1~992・1028~1058・1070~1320・1550~2797、座間2丁目954~991・1133~1206、入谷西五丁目54~66
第12投票区 ※大規模改修 工事のため一時的に 変更。	市立ひばりが丘 小学校体育館	東原小学校体育館 (東原2-6-1)	ひばりが丘二丁目25~73、ひばりが丘四丁目1~10・29、東原一丁目全域、東原二丁目全域



担当 選挙管理委員会事務局 ☎046(252)8481 (FAX)046(255)3550

## 座間市定額減税補足給付金（調整給付）

支給対象者 定額減税の対象者のうち、令和6年6月3日時点で定額減税可能額が定額減税前の「令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額」を上回り、減税しきれないと見込まれる方  
※納税義務者本人の合計所得金額が、1,805万円以下である場合に限りです。

給付額 上記の減税しきれない額

※所得税分控除不足額と個人住民税分控除不足額の合計を1万円単位で切り上げて算出。

## 定額減税可能額

- 所得税 3万円×減税対象人数
- 個人住民税所得割 1万円×減税対象人数

※減税対象人数とは、納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数です。なお、国外居住者は除きます。

申請方法 支給対象となる納税義務者に通知書を送付します。通知書に記載されている2次元コードを読み取り、市LINE公式アカウントより申請

※郵送での申請を希望する方は問い合わせ先へご連絡ください。

## 受取方法

①セブン銀行ATMで受け取り（受け取り方法について、詳しくは右記2次元コードをご覧ください）

②口座振込

申請期限 10月31日(木)（必着）

問合せ 座間市給付金コールセンター ☎0120(207)191（8:30~17:15（土曜・日曜日、祝・休日を除く））

担当 地域福祉課 ☎046(255)8820 (FAX)046(255)3550



ATM受け取りの  
利用方法

## 国民年金任意加入制度

## 60歳以降も年金に加入できます

やむを得ない事情で国民年金保険料を納めていない方、国民年金に加入していなかった期間がある方は、「任意加入制度」の利用で老齢基礎年金受給額を増やすことができます。

老齢年金を受け取るには、原則120月（10年）以上の年金保険料納付期間（厚生年金加入期間や保険料免除期間などを含む）が必要ですが、60歳時点で年金保険料納付期間が120月に満たない場合は、65歳になるまで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めることで、120月を目指すことができます。さらに、65歳時点で120月に満たない場合は、70歳になるまで120月を上限として国民年金に任意加入ができます（特例任意加入制度。昭和40年4月1日以前に生まれた方が対象）。

また、60歳時点ですでに120月を満たしている方でも、65歳になるまで480月（40年）を上限として国民年金に任意加入し、受け取る年金の額を増やすことができます。

この他に、海外に住む方の任意加入制度などもあります。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

※国民年金保険料の支払いは、加入申込をした日の属する月の分からとなります。

申込 顔写真付き本人確認書類、基礎年金番号の分かるもの（基礎年金番号通知書、年金手帳など）、預金通帳とその届出印を市役所1階保険年金課または厚木年金事務所へ

※60歳以降の任意加入は60歳の誕生日の前日より手続き可能です。なお、国民年金保険料の支払方法は原則口座振替となります。

※加入状況や納付状況に応じて戸籍謄本などが必要になる場合があります。

問合せ 厚木年金事務所国民年金課 ☎046(223)7171

担当 保険年金課 ☎046(252)7035 (FAX)046(252)7043

## 暮らし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

## 危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

対象 次の全てに該当するもの

- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- 申請者がブロック塀の所有者である
- ブロック塀等点検表で危険と判断される
- 未着工の工事
- 令和7年3月31日(月)までに工事が完了し、実績報告書を提出できる工事

補助額 ▼通学路＝撤去費用（税抜き）の4分の3（上限15万円） ▼通学路以外＝撤去費用（税抜き）の2分の1（上限10万円）

申請方法 市役所4階都市整備課で配布する申請書・点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記載した図面、現況写真（ブロック塀などの全景、工事部分、撮影日付のもの）、見積書の写し（施工業者名、所在地、電話番号の記載があるもの）を直接担当へ

担当 都市整備課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

地域でただいま活躍中！安全・安心な地域づくり！

連載 自治会トピックス

相模が丘地区自治会連合会

第26回相模が丘地区 夏祭り

相模が丘地区では7つある全自治会が協力して夏祭りを開催しています。コロナ禍で開催が見送られた年もありましたが、昨年から再開し地域の多くの方々に参加しています。例年、会場は相模が丘3丁目の「なかよし広場」でしたが、今年から相模が丘小学校の校庭で行うことになりました。学校関係者や多くの関係団体の協力を得ることで楽しい夏祭りが開催できています。参加した子どもたちにはきっと良い思い出として残るでしょう。 相模が丘地区自治会連合会 会長 大原 静男

やぐらを囲んで踊ります

自治会への加入などは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問合せ 自治会総連合会事務局 ☎(FAX)046(252)8751

(HP) <https://shijiren-zama.com/>

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550